

韓国 I P G ・ メンバー登録の御案内

韓国 I P G リーダー（S J C 知的財産委員会委員長）佐々木慶弘
（事務局：ジェトロ ソウル・センター）

桜花の候、貴社ますますご発展のこととお慶び申し上げます。

さて、先に開催しました「I P グループ懇談会」（3月10日）では、多くの日系企業の皆様にご参加を頂き、＜韓国 I P G＞ の結成へのご賛同を頂きました。

そこで今般、＜韓国 I P G＞ としてネットワークを作り、グループとして活動するため、皆さまに韓国 I P G へのメンバー登録をお願いいたたく存じます。

添付のとおり、「韓国 I P G (Intellectual Property Group) メンバー登録書」をお送りしますので、ご記入の上、事務局まで返信ください。会費は 無料 です（懇親会などでは実費を徴収します）。また、日本本社のメンバー登録につきましては、ジェトロ本部知的財産課にて「韓国知財ネットワーク」メンバーとして登録受付を行っておりますので、次の URL をご参照頂き、日本の本社様も併せてご登録頂きますようお願いいたします。

日本本社の登録案内：http://www.jetro.go.jp/theme/ip/iippf/ipg_kr.html

互いに韓国での経験を共有できる情報交換の場として、また、知的財産について初歩的なことから何でも相談できる窓口として、堅苦しくなく自由な雰囲気に参加できるよう運営したいと考えておりますので、何卒、趣旨にご賛同の上、メンバー登録を頂きますよう、よろしく願いいたします。

韓国 I P G からの情報と、ご案内

- (1) 「模倣対策マニュアル（韓国版）」、「韓国ライセンスマニュアル」、「韓国の知的財産権侵害判例・事例集」（いずれも日本特許庁の委託によりジェトロが発行）が3月に発行されました。ご希望の方は、韓国 I P G 事務局(ジェトロ ソウル・センター)までご連絡ください（無料）。
- (2) ＜第2回韓国 I P G セミナー＞ を、来る 6月15日(火) に開催致します。3月の懇談会のアンケートでご要望高かった、各社での模倣品への対策事例の紹介 をテーマとして行いますので、奮ってご参加ください。

韓国 I P G (Intellectual Property Group) メンバー登録書

韓国 I P G の活動目的に賛同し、韓国 I P G のメンバーとして登録を申し込みます。
 韓国 I P G メンバーの名簿など I P G の活動から得られる情報については誠実に取り扱い、
 これらを利用して不当な顧客活動等を行いません。

2010 年 月 日

御社名 (団体名)	(フリガナ) (和文 or 英文)	
御住所	(郵便番号) (住所) (電話) (FAX)	
ご氏名	(フリガナ) (漢字) (所属・役職) (E-Mail)	(フリガナ) (漢字) (所属・役職) (E-Mail)
	(フリガナ) (漢字) (所属・役職) (E-Mail)	(フリガナ) (漢字) (所属・役職) (E-Mail)
韓国への 進出形態	<input type="checkbox"/> 支社 <input type="checkbox"/> 代理店 <input type="checkbox"/> 販売店 <input type="checkbox"/> 連絡事務所 <input type="checkbox"/> その他()	
日本本社 社名	(フリガナ) (漢字)	
日本本社 住所	(郵便番号) (住所) (電話) (FAX)	

* 申込先：ジェトロ ソウル・センター 知的財産チーム
 TEL：02-3210-0195 FAX：02-739-4658
 E-mail：jetroiprseoul@gmail.com

問合せ担当：曹恩実(チョウ・ウンシル)、趙乾東(チョウ・ゴンドン) /日本語可
 (I P G 活動について) 榎本吉孝(えのもと・よしたか) /日本特許庁より出向

* ご記入いただいたお客様の情報は適切に管理し、今後の韓国 I P G 運営のために利用します。
 お客様の個人情報保護管理者：ジェトロ・ソウル・センター所長 鈴木厚 02-739-8657

韓国IPGについて

- 韓国で事業を行う日系企業が抱える知的財産権の諸問題に対処するため、情報交換の場として、また、現地政府との協力活動をおこなう母体として発足したグループです。参加する日系企業・団体、個人のビジネスの最前線である韓国において、積極的に知的財産に関する課題の解決に取り組み、更なる日韓関係の構築を目指します。
- 上記諸問題にかかわっている日系企業・団体、個人などを広くメンバーとします。
- SJC（ソウル ジャパン クラブ）を中心的な団体として、グループのリーダーは、SJC知的財産委員会委員長とします。事務局（情報発信窓口／相談窓口など）は、ジェトロ（日本貿易振興機構）ソウル・センターが務めます。
- 会費は 無料 で、懇親会などの場合には参加費を徴収します。

メンバー資格について

【 韓国国内 】

在韓の日系の企業・団体もしくは個人、又は日系企業と密接な事業関係を有する関連企業・団体もしくは個人であって、次の条件をすべて満たすこと。

- ① 韓国国内において実際にビジネスをおこなっているか、または、その予定があること。
- ② 韓国国内における知的財産権侵害（模倣品・海賊版）問題の解決や、韓国での知的財産の取得・活用の戦略構築など <韓国IPG> の活動目的に賛同すること。
- ③ 韓国IPGメンバーの名簿など、韓国IPG活動に関する情報について誠実に取り扱う意思があり、これらを利用して不当な顧客活動等を行わないこと。

【 日本国内 】

在韓日系企業の日本本社、韓国でビジネス開始の予定のある日本国内の日系企業もしくは個人であって、上記の条件②～③を満たすこと。

- ◇ 日本国内の企業の方は、ジェトロ本部（東京）の「韓国知財ネットワーク」へのメンバー登録をお願いします。韓国知財ネットワークのメンバーは、韓国IPGの正規メンバーとして、韓国IPGが提供する韓国情報やセミナー等のご案内を致します。

【 協力メンバー 】

- 韓国政府機関、関連団体
- 法律事務所、特許事務所、法律コンサルタント等
 - ① 韓国IPGの活動・運営に積極的に貢献できること。
 - ② 韓国IPGメンバーの名簿等、韓国IPG活動に関する情報について誠実に取り扱う意思があり、これらを利用して不当な顧客活動等を行わないこと。

【 オブザーバー 】

- 日本政府関係者、日系マスコミ